令和7年度 提言説明資料

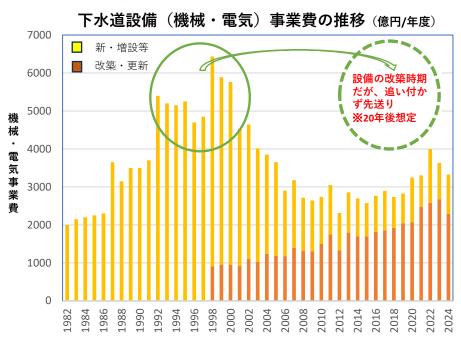
令和 7年7月

一般社団法人 日本下水道施設業協会

提言1 持続可能な下水道実現に向け国土強靭化を図る 機械・電気設備の整備・更新予算の拡充(継続提言)

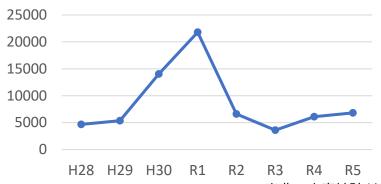
- > 耐用年数を超過する老朽化設備更新への国費確保《災害耐力の低下への対応》
- > 浸水被害を防ぐ設備への国土強靭化予算の充当《災害外力の増大への対応》

約9割の下水処理場で 機械・電気設備が標準耐用年数を超過



約3割以上の都市で十分な 浸水対策が実施されていない

水害による被害額の推移(億円/年度)



※出典:水害統計より



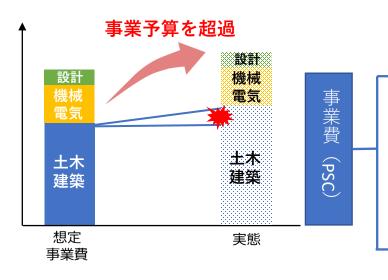


下水道施設の機械·電気設備<u>整備·更新予算の確保·拡充</u>が必須

提言 2 持続可能なウォーターPPPの実現に向けた施策の徹底

> 適切なPSCの算出

事業を適切に執行するには要求水準に見合う適正な事業費の設定が不可欠



※ レベル1~3の事業においても上記の様な状況

⇒ より高度な提案とその履行が求められる ウォーターPPP事業の推進以前の大きな課題

【設計費、機械・電気工事費、維持管理費等】

計画、基本設計の情報から精度の高い見積取得が可能。

➡民間企業の創意工夫等により想定事業費での提案が可能

【土木·建築費】

実態と大きく乖離した予算額となっているケースが多い。

(計画、基本設計の情報だけでは、 正確な予算の想定は困難。)

→民間企業の努力でも対応が困難

現行のPPP事業 においても、 事業の不調、 場合によっては 事業執行が困難となる 事態にもつながっている

事業の推進、また高度な競争(提案)を促進する施策が必要

提言 2 持続可能なウォーターPPPの実現に向けた施策の徹底

▶ 費用やリスク分担など必要十分な情報開示に基づく官民対話

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版において、事業の持続可能性を高めるためには「**必要十分な情報開示に基づく官民対話**」が重要であるとされているところ。

これに関して、下記周知徹底をお願い。

- ・「対話」の基となる「開示する情報」について具体化
- ・「対話の結果に基づき必要に応じたPSCへの反映」を徹底

